くらしの情報

詳しくは本市ホームページをご覧ください。

お知らせ

○給水管の漏水は修理を

給水管は水道局が所有管理する配水管から分岐し、市民が工事費用などを負担して布設した市民の大切な財産です。漏水しないよう十分注意し日頃の管理をお願いします。給水管1次側（水道メーターより道路側）で発生した自然漏水（故意や過失でない、通常の使用で発生した漏水）に限り水道局が修理します。私有地内は宅地内修繕依頼書の説明に沿って協議。掘削などを伴う工事や私有地内での解体工事などで折損した場合は該当しません。

問 水道整備課 ☎027・898・3034

休日の水道局指定給水装置工事事業者

期日	事業者
4月6日㈰	グンスイ（朝倉町）☎027-265-0061
	下田農機具店（富士見町時沢）☎027-288-2070
4月13日㈰	寺本設備（房丸町）☎027-289-3357
	石橋工業（樋越町）☎027-280-2108
4月20日㈰	日野備巧（二之宮町）☎027-268-3549
	小林設備（富士見町時沢）☎027-288-2755
4月27日㈰	東部設備工業（富田町）☎027-268-1099
	太田建設（粕川町女渕）☎027-285-2046
4月29日㈫	優希設備工業（朝倉町）☎027-226-5195
	誠興設備工業（富士見町米野）☎027-289-0006

○水道メーター交換に業者が訪問

水道メーターは、計量法の定めにより8年で取り替えなければならないため、水道局では計画的に取り替え作業を実施しています。取り替え対象者には、事前にチラシを配布。後日、水道局と契約した業者が作業に伺います。業者は腕章を着用し、立ち会いは不要。取り替え費用は無料です。

問 水道整備課 ☎027・898・3037

○水道料金を改定しました

本市の水道事業を将来にわたり安定的に継続して運営できるように、4月1日から水道料金を改定。2段階改定の2段階目です。新しい水道料金など、詳しくは水道局ホームページをご覧ください。

●新料金の適用時期

3月31日以前から使用している場合、料金改定後初めての検針は旧料金を適用。2回目以降から新料金になります。4月1日以降新たに使用を開始した場合は初めての検針から新料金を適用。検針月は地域によって偶数月と奇数月に分かれます。検針票をご覧ください。

問 経営企画課 ☎027・898・3014

○春の全国交通安全運動

4月6日㈰から15日㈫まで、春の全国交通安全運動を実施。歩行者は信号機を守り、手を上げるなどの合図をして安全を確認してから横断しましょう。運転者は歩行者優先意識を徹底し、ながら運転は絶対にやめましょう。シートベルトやチャイルドシートを正しく使用しましょう。自転車や電動キックボードの利用者は、ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守しましょう。6日㈰にはＩＫＥＡ前橋（亀里町）で春の全国交通安全運動開始式を開催。交通安全の啓発や県警音楽隊のコンサートを実施します。

問 共生社会推進課 ☎027・898・6262

令和６年度前橋市交通安全ポスターコンクール優秀賞
樋口 日桜莉さんの作品

○はたちのつどい開催日を決定

20歳の門出を祝うはたちのつどいを開催。対象者には11月上旬に案内状を郵送します。本市出身で市外に転出している人は、11月以降に本市ホームページから申し込んでください。

時 来年1月11日㈯
場 日本トーターグリーンドーム前橋
対 市内在住で、平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの人
問 生涯学習課 ☎027・212・4033

窓口業務時間
本庁・支所・市民サービスセンター 8時30分～17時15分
前橋プラザ元気21証明サービスコーナー 10時～19時

○嶺公園樹林墓地を販売

本年度分の嶺公園樹林墓地を販売。市役所公園緑地課で事前申し込みを受け付けています。対象要件確認のため、事前に必ず電話で問い合わせてください。最新情報は本市ホームページで随時お知らせします。

対 1年以上市内に在住し、墓地を承継することが困難な人など
販売区画数・使用料＝100区画〈1・2体用〉23万円〈3体用〉35万円
問 同課 ☎027・898・6845

○人生の節目に記念樹を

人生記念樹を配布。樹木はバラかイロハモミジを選べます。

時 6月1日㈰
場 市役所正面玄関前
対 市内在住で、昨年4月1日～3月31日に次のいずれかに該当した人。❶市内に自宅を新増改築した❷こどもが誕生した❸結婚した（ぐんまパートナーシップ宣誓制度対象事業）❹満60歳になった
申 4月23日㈬までに二次元コードのホームページで
問 公園緑地課 ☎027・898・6845

○農振計画変更案を縦覧

農業振興地域整備計画を変更。昨年9月に受け付けた農振除外の個別申し出に伴う計画の変更案を縦覧します。変更案は本市ホームページにも掲載します。

時〈縦覧・意見書の提出〉4月下旬～5月下旬〈異議申し出〉5月下旬～6月上旬（土日曜・祝日を除く）
場 市役所農政課
問 同課 ☎027・898・6702

○アンケートに協力を

本市では「地域の魅力を創造・発信し、誰もが訪れ、住み続けたくなるまち」を目指しています。本市への誇りや愛着などについて、1分ほどで終わる簡単なアンケート調査を実施。二次元コードから回答をお願いします。回答期限は4月30日㈬です。

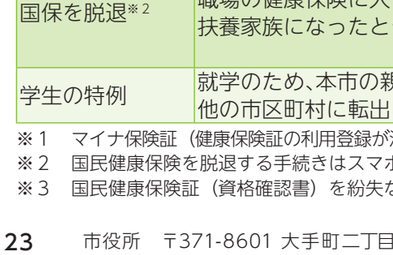

問 広報ブランド戦略課 ☎027・898・6971

○国保の届け出を忘れずに

就職や退職などで国民健康保険（国保）の脱退や加入をするときは、マイナ保険証の有無にかかわらず届け出が必要です。下表の必要な物を用意して、市役所2階21番窓口か各支所に届け出てください。4月6日㈰は市役所で臨時窓口を開設しています。

●郵送手続きもできます

届け出様式は本市ホームページからダウンロードするか、希望者には自宅へ郵送します。

●脱退はスマホで

国保を脱退する人全員分の社会保険に加入したことがわかる書類を撮影し、必要事項を入力して撮影した画像データとともに送信してください。

●自動応答を継続します

電話自動音声応答システムによる自動応答を継続。よくある問い合わせには24時間365日対応します。

問 国民健康保険課 ☎027・898・6250（24時間自動応答）

国民健康保険の届け出※1

手続き	届け出が必要な例	必要な物	
		証明書など	本人確認書類
国保に加入	職場の健康保険をやめたときや扶養家族でなくなったとき	社会保険離脱証明書	運転免許証、マイナンバーカードなど
国保を脱退※2	職場の健康保険に入ったときや扶養家族になったとき	新たに加入した社会保険の書類（職場などから発行された資格確認書や資格情報のお知らせ、資格取得証明書など）、国民健康保険証（資格確認書）※3	
学生の特例	就学のため、本市の親元を離れ、他の市区町村に転出したとき	在学証明書か学生証の写し、国民健康保険証（資格確認書）※3	

※1　マイナ保険証（健康保険証の利用登録が済んでいるマイナンバーカード）の有無にかかわらず、保険の切り替え手続きは必要です。
※2　国民健康保険を脱退する手続きはスマホでの電子申請も可能です。
※3　国民健康保険証（資格確認書）を紛失などで持参ができない場合は不要です。